

共同研究にかかる産学連携経費（間接経費）の改定について

平素より本学の教育研究活動へのご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

共同研究において、従来より共同研究遂行のため民間機関等の皆様には直接経費以外に産学連携経費（間接経費）を共同研究費としてご負担いただいております。近年、企業や国立大学法人を巻き込んだ国際競争が激化しているなか、国のガイドラインでも示されているように、産学連携経費は大学の研究環境拡充と研究成果の社会実装のために適切かつ必要なものとしています。このため、本学では、具体的に、担当を推進する上で必要となる人件費、光熱水費、施設維持管理費等必要となるものに充てることとし、その充実に努めております

このたび、一定額以上の共同研究費について、産学連携経費を直接経費の30%とすることに改定いたしました。なお、従来は、大学と民間機関等との組織的な機関連携による共同研究の場合は直接経費の30%、それ以外は10%でお願いしておりました。

（改定内容）

2019年4月1日から契約金額（直接経費＋産学連携経費）が200万円を超える共同研究の産学連携経費（間接経費）は、30%に変更します。

なお、2019年6月30日までに民間機関等の共同研究経費が確定している場合は、産学連携経費を直接経費の10%とすることができます。

また、契約金額が200万円から236万円までは、契約金額が増えるにもかかわらず直接経費が減少することを避けるため、一律1,820,000円を直接経費とします。